

南シナ海から東シナ海におけるグローバル・コモンズ —— 米国の戦略的リバランスが与える影響 ——

高田 哲哉

はじめに

グローバル・コモンズ(国際的な公共財)の擁護(safeguarding the global commons)が強調される世界の中で、その用語は多数の、時には矛盾した意味を持っている。換言すれば、コモンズの安全保障(securing the commons)戦略とは、未定義のままなのである¹。世界的な安全保障に関係し、米国だけが、いかなる地域であっても重要な問題に取り組むことができる時代と言われる²中において、中国の台頭と米国の衰退により、パックス・アメリカナ(単極構造)が崩れつつあるという認識が高まりを見せているのも事実である。米国の衰退は、グローバル・コモンズ供給のためのコスト負担力の低下を意味しており³、今後の米国のグローバル・コモンズに対する安全保障戦略が、これの安定的利用に影響を与えることは明白である。我が国は、海洋国家として海洋のグローバル・コモンズ(以下「海洋コモンズ」)の恩恵に与り繁栄してきたが、本論では、米国のグローバル・コモンズに対する安全保障戦略が我が国の海洋コモンズの安定的利用にいかなる影響を与えるかを考察するとともに、我が国が海洋コモンズの安定的利用を維持していくためには、米国の戦略と相まって何を重視すべきなのかを明らかにするのが狙いである。

そのため、先ずグローバル・コモンズに関する安全保障の概念を整理し、グローバル・コモンズの安定的利用に大きな影響を与える米国のアジア・太平洋地域への戦略的リバランス(Rebalance)を整理する。次に、南シナ海から東シナ海における我が国の海洋コモンズの安定的利用へのリバラ

¹ Gabriel M. Scheinmann, Raphael S. Cohen, "The Myth of Securing the Commons," *The Washington Quarterly*, Vol. 35 No. 1, Winter 2012, pp. 115-116.

² Patrich Cronin, "Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region," *Center for a New American Security*, July 2013.

³ 山本吉宣「パワー・トランジションの中の日本の安全保障」渡邊昭夫編『2010年代の国際環境と日本の安全保障—パワー・シフト下における日本—』防衛省防衛研究所、2013年、3-11頁。

ンスの影響を考察する。そして最後に、米国の戦略的リバランスの中で、同盟国及び友好国の協力が強調されていることに注目し、今後、我が国が海洋コモンズの安定的利用を維持していくために何を重視しなければならないのかについて検証する。

1 グローバル・コモンズ

(1) グローバル・コモンズの安全保障戦略

グローバル・コモンズは、海洋、航空、宇宙及びサイバーという空間の中で、いずれの国家の排他的管轄権にも属さない国際的な公共財⁴である。現在の国際システムは、グローバル・コモンズの開放性と安定的利用に密接に関係しており、これの安全確保が重要とされている⁵が、グローバル・コモンズの安全保障戦略の中で主となるのは海洋空間である。なぜなら、海洋空間には、海賊、テロ、政治上の課題等、多数の脅威が存在するからである。

グローバル・コモンズに対する安全保障戦略では、各空間における「重要な中枢 (critical nodes)」と「最大の脅威 (greatest threat)」を抑えることが本質的な問題となる⁶。ともすれば、グローバル・コモンズの安定的利用のためには、全ての公海や空域、或いはインターネット全体の監視といった包括的な対応が必要と考えられがちであるが、実際はそうではない。有効な戦略には明確な脅威認識が必要であり、何から何を擁護するのが重要となる。グローバル・コモンズの安全保障戦略では、各空間に自由にアクセスできる状態を維持することが最大の目標であり、自由なアクセスを阻害する要因を正確に捉えることが重要である。例えば、海洋コモンズ保護の鍵は、地政学的に海上交通の難所とされる6つの海上交通路(パナマ運河、スエズ運河、ホルムズ海峡、マラッカ海峡、ジブラルタル海峡、バブエル・マンデブ海峡)にある。これらは長く狭隘な水域のため封鎖に対して脆弱であり、国家間戦争、海賊やテロ等の脅威が安全な航行を阻害してきた⁷からである。したがって、これらチョーク・ポイントでの脅威対

⁴ Abraham M. Denmark, "Contested Commons: The Future of American Power in a Multipolar World," *Center for a New American Security*, January 2010, pp. 167-181.

⁵ Michele Flournoy and Shawn Brimly, "The Consted Commons," *Proceedings*, Vol.135, July 2009, pp. 18-22.

⁶ Scheinmann, Cohen, "The Myth of Securing the Commons," p. 117.

⁷ *Ibid.*, pp. 117-120.

処こそが海洋コモンズ全体の安全保障戦略となる。これからすれば、宇宙・サイバー空間は、対衛星兵器（anti-satellite weapons : ASAT）による攻撃やウェブサイトへのサイバー攻撃などの脅威が存在するものの、これらはいくまで同空間を利用しての攻撃であって、空間へのアクセスが閉ざされるといふコモンズへの脅威ではない。したがって、宇宙・サイバー空間は、現在、大きな脅威に直面していない。また、航空における最大の脅威は、テロや紛争などではなく、空域を瞬時に封鎖する自然災害、特に火山噴火であり、場所の特定が困難であるとともに脅威は安全保障の領域外に存在することとなる⁸。したがって、アクセス拒否の脅威が存在する海洋こそが、グローバル・コモンズの安全保障戦略の中で大きな割合を占めるのである。

ゆえに、本論では海洋コモンズの安全保障戦略に焦点を絞り考察を進める。

(2) 我が国の重要な海洋コモンズ

我が国にとっては、6つの海上交通路のほか、南シナ海から東シナ海における海上交通路が特に重要な海洋コモンズとなる。なぜなら、両海域において我が国への海上交通路が収束するのに対し、政治・経済・軍事的に成長する中国が、例えば9段線の主張に見られるように、両海域での海洋主権や領土問題に関し独善的な行動をとるようになってきているからである⁹。

我が国は海洋国家¹⁰であり、資源や食料の多くを海外に依存するため海上交通路が生命線となる。また、武力攻撃事態においては、この海上交通路が継戦能力の維持基盤であり米軍来援の基盤ともなる¹¹。したがって、我が国の繁栄のためには、海洋の安全を維持し、海洋コモンズを保護することが課題であり、「重要な中枢」である南シナ海から東シナ海の海上交通

⁸ Ibid., pp. 120-125.

⁹ 金田秀昭「中国の覇権的行動が及ぼす地域海洋安全保障への影響」『守る海、繋ぐ海、恵む海:海洋安全保障の諸課題と日本の対応』日本国際問題研究所、2012年3月、23-33頁。

¹⁰ 真の海洋国家とは、「国際法が保障する航行の自由等の下に世界の国々との間に大きな海洋貿易を行って国の繁栄を図り、また、大陸棚等にある海洋資源を開発してこれを活用し、かつ、これらに対する侵害を防止して海洋の安全（security）を維持していく意思と能力を持つ国」である。安保公人「国際法と日本の海洋戦略」『世界平和研究』No.192、Winter 2012、10頁。

¹¹ 「海上交通の安全確保のための作戦」海上自衛隊2014年、www.mod.go.jp/msdf/formal/about/defense/kaijyo/index.html。

路を中国の独善的行動から守ることが重要となる。中国の独善的行動は、2009年3月の南シナ海でのフィリピン漁船などへの威嚇射撃や2010年9月の東シナ海での我が国海上保安庁巡視船と中国漁船との衝突など¹²、ベトナム、フィリピン、日本船舶の航行の自由を脅かす対応等として表れており¹³、「最大の脅威」として認識されるのである。

中国のこういった動きの背景には、中国が南シナ海などを国家の「核心的利益」と捉えるとともに、2004年12月に胡錦濤が「新世紀新段階の我が軍の歴史使命」の中で、海洋利益の保護を中華人民解放軍（People's Liberation Army: PLA）の担う役割として示したからと考えられる¹⁴。更には、主に米国を念頭に置いた A2/AD 能力の構築を進めつつあることが考えられる¹⁵。

これに対し米国は、2010年、ハノイでの東南アジア諸国連合(ASEAN)の地域フォーラムにおいて、ヒラリー・クリントン（Hillary Clinton）国務長官が、「海洋における航行の自由」や「妨げられない通商」と「海事紛争の平和的解決」が地域の安定に極めて重要であると述べ¹⁶、具体的な国名は避けながらも、中国の海洋進出意欲に対し懸念を示した¹⁷。また、2010年2月に米国防省は、「四年ごとの国防計画の見直し（Quadrennial Defense Review: QDR）」の中で、アクセス（接近）阻止／エリア（領域）拒否（anti-access and area-denial: A2/AD）環境下での主要任務をより支援するための政策、ドクトリン、能力として「リバランス」を掲げるとともに、米国は世界的な責任を持つ大国として、友好国の安全保障能力の向上やシステム開発援助等を行うことでグローバル・コモンズの安定的利用を確保する必要があるとした¹⁸。他方で、グローバル・コモンズの維持は、財政赤字や中国の興隆に直面する米国が試される課題でもある。なぜなら、第2次大戦後の大英帝国は、戦争コストの負担に喘ぎ前世紀から維持して

¹² 『平成25年度版防衛白書』防衛省、2013年7月、65-66頁。

¹³ Cronin, "Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region."

¹⁴ 毛利亜樹「海洋へ向かう中国—多元化のなかの統制—」『East Asia 東亜』2013年6月号、31-36頁。

¹⁵ 阿川尚之、浅利秀樹「序章」『守る海、繋ぐ海、恵む海: 海洋安全保障の諸課題と日本の対応』日本国際問題研究所、2012年3月、3-4頁。

¹⁶ Remarks by Secretary Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, July 2010, Remarks at Press Availability, National Convention Center, Hanoi, Vietnam, July 23, 2010, www.state.gov/secretary/rm/2010/07/145095.htm, Accessed April 15, 2014.

¹⁷ Cronin, "Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region."

¹⁸ United States of America Department of Defense, "Quadrennial Defense Review Report," February 2010, pp. 8-64.

いたスエズ以東 (East of Suez) の安全保障コミットメントを放棄したことにより、自ら急速な凋落を開始した¹⁹からである。

我が国海洋 commons の「重要な中枢」である南シナ海から東シナが、中国の独善的な行動による「最大の脅威」に脅かされる中、米国の戦略的リバランスは、これに如何なる影響を与えるのであろうか²⁰。

次では、先ず米国のリバランスがどのような戦略であるかについて整理する。

2 米国の戦略的リバランス

(1) リバランス

「リバランス」は米国の政策となる前から、より広いグローバルな現象として捉えられていた。このアジア・太平洋への変化は、同地域の経済発展、政治・技術・軍事力の向上という世界認識に基づくものであり、特に中国の発展がこのトレンドの先駆けである²¹。戦略とは目標達成のために利用可能な手段を適合させることであり、このグローバルな環境の変化に合わせ、戦略的なバランスを迫及したものが米国のリバランス戦略である。これには、経済成長を続ける同地域への貿易と投資を通じ、米国経済を再生させるといった経済的見地に立った判断がその中心にあると考えられる²²。

2009年に就任したオバマ (Obama) 大統領は、QDR2010ではアフガニスタンとイラクにおける2つの紛争に勝つことに焦点を絞った²³が、長期的に米軍の優越性が減少するという懸念のため、2年後には戦略を再調整する²⁴。2011年11月、オバマ大統領は、アジア太平洋経済協力会議 (APEC) の首脳会議とインドネシアでの東アジア・サミットの間に豪州を訪問し、米国は2つの紛争から手を引き、少なくとも部分的にはアジア・太平洋地域へのピボット (pivot) を可能にすると述べ、リバランスを明確に示した

¹⁹ Scheinmann, Cohen, “The Myth of Securing the Commons,” pp. 115-116.

²⁰ 米国のリバランス戦略への批判もあるが (例えば、Richard N. Haass, “U.S. Foreign Policy: In Troubling Disarray,” *The American Interest*, April 20, 2014, www.the-american-interest.com/articles/2014/04/20/in-troubling-disarray/ など。)、本論では米国がリバランス戦略を推し進めることを前提として考察する。

²¹ Cronin, “Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region.”

²² 森聡「オバマ政権のアジア太平洋シフト」『米国内政と外交における新展開』日本国際問題研究所、2013年、64頁。

²³ United States of America Department of Defense, “Quadrennial Defense Review Report,” February 2010, pp. v-vi.

²⁴ Cronin, “Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region.”

25. また、クリントン国務長官は、米国の国益とインド・太平洋地域での戦略優先順位を表明し戦略的な方向転換を示した²⁶。更に、米国防省は、2012年1月に発表した「米国の世界的リーダーシップの維持：21世紀の国防の優先事項」（いわゆる国防戦略指針）の中で、中東と南西アジアにおける安定化作戦のコストを最小限に抑え、アジア・太平洋地域へのリバランスを実施していくことに言及した²⁷のである。つまり、リバランスは中国の台頭といった国際環境や米国内の経済・財政情勢に配慮した同地域への関与コミットメント強化の表明であり²⁸、限られた国防資源の中で同地域の平和と安定を図り、経済や安全保障上の利益を得ようとする戦略である。

ただし、中国はリバランスを封じ込めに等しいものとして扱い、2012年春のスカボロー礁の実効支配などを正当化するためにリバランスを使用したのである。このような中国からの反動は、リバランスを更にリバランスさせることとなる²⁹。

(2) リバランスのリバランス

ヘーゲル国務長官（Chuck Hagel）が、アジア・太平洋地域の平和と安定は米軍のプレゼンスに依存している³⁰とする中、パトリック・クロニン（Patrick Cronin）は、リバランスの軍事的課題として、とりわけ懸念の高い海上における対立と威圧（強制外交）への対処と新たな情報、監視、偵察（intelligence, surveillance and reconnaissance : ISR）体制等の構築によるA2/AD能力対処などを挙げている³¹。なぜなら、リバランスは政府全体のアプローチであり、結果的に米国は、経済・外交の重点はアジア・

²⁵ Office of the Press Secretary, The White House, “Remarks by President Obama to the Australian Parliament,” November 17 2011, www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/17/remarks-president-obama-parliament, Accessed April 15, 2014.

²⁶ Hillary Clinton, “America’s Pacific Century,” *Foreign Policy*, November 2011, www.foreignpolicy.com/articles/2011/10/11/americas_pacific_century, Accessed April 15, 2014.

²⁷ U.S. Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, January 2012, p. 2.

²⁸ 森「オバマ政権のアジア太平洋シフト」、71頁。

²⁹ Cronin, “Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region.”

³⁰ “Remarks by Secretary Hagel at plenary session at international Institute for Strategic Studies Shangri-La Dialogue,” U. S. Department of Defense News Transcript, May 31, 2014.

³¹ Cronin, “Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region.”

太平洋地域に置くものの、軍事的には逆に、北東アジアの集中した部分を除き、北東・東南アジアからは離れることとなるからである³²。

中国からの反動が示すように、リバランスは中国を攻撃的な覇権国へ向かわせる可能性を持つ一方、それはより多くの米中協力を生み、無駄な軍拡競争を防ぐ可能性をも含んでいる³³。このため米国は、国防予算削減の中、米軍が直接対峙してプレゼンスを維持するのではなく、多国間での枠組みを活用してプレゼンスを維持しようとしている³⁴。この多国間の防衛協力を活用し、地理的分散・運用の抗堪性・政治的持続性を考慮した兵力の再配分には、以下の顕著な動きがある。

一つは沖縄の海兵隊のグアム移転であり、2006年の基地再編成計画を基に、最高9000人の海兵隊員を沖縄からグアムへ移動し、沖縄の基地は削減される³⁵。もう一つは、オーストラリアへの海兵隊のローテーション配備であり、2011年11月からダーウィン(ノーザンテリトリー)へ200人の海兵隊員のローテーション配備を開始しており、最終的には2,500人の海兵隊員がローテーション配備される予定である³⁶。更には、オーストラリア海軍のフリゲート「シドニー」が横須賀の第7艦隊へ派遣される³⁷一方、南シナ海で活動するための米海軍 Littoral Combat Ships (LCS: USS Freedom)が2013年4月にシンガポールに到着した。今後は2016年までに4隻のLCSが配備される予定である³⁸。このほか、米国は米軍を定期的にフィリピンに派遣するための協定に調印する³⁹など、防衛協力強化のた

³² Ibid.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

³⁵ 「在沖海兵隊のグアム移転について」防衛省、2011年6月、www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saihen/iten_guam/

³⁶ “US Marine Corps welcomed to Darwin,”

www.army.gov.au/our-work/News-and-media/News-and-media-2012/News-and-media-March-2012/USMC-welcomed-to-Darwin, Accessed April 30, 2014;

“Cavalry Rotational Deployment Support Asia-Pacific Rebalance,” U.S.

Department of Defense, www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=121439, Accessed April 30, 2014.

³⁷ “HMAS Sydney to join US aircraft fleet in Yokosuka, Japan,”

www.news.com.au/national/hmas-sydney-to-join-us-aircraft-fleet-in-yokosuka-japan/story-fncynjr2-1226629789743, Accessed April 30, 2014.

³⁸ “Joint Statement by US secretary of Defense Chuck Hagel and Singapore Minister for Defense Dr Ng Eng Hen,” U.S. Department of Defense, www.defense.gov/releases/releases.aspx?releaseid=16418, Accessed April 30, 2014; “Cavalry Rotational Deployment Support Asia-Pacific Rebalance,” U.S. Department of Defense, www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=121439, Accessed April 30, 2014.

³⁹ 「米比軍事協定 両国と安保連携を深めよ」産経ニュース、2014年4月30日、

めの取り組みは、広がりと深まりをみせている。このようにリバランスでは、同地域における直接的な軍事力を削減又は分散する一方、関係諸国とのより広いネットワークを構築することで軍事的な勢力均衡を保とうとしているのである。

次では、この状況を踏まえ、米国の戦略的リバランスが我が国の海洋コモンズの安定的利用に関し如何なる影響を与えるかについて考察する。

3 米国の戦略的リバランスがグローバル・コモンズに与える影響

(1) 現状修正と現状維持

米国のリバランスは、アジア・太平洋地域の平和と安定を図ることで、経済や安全保障上の利益を得ようとする戦略であるが、米中間で経済の相互依存が進む中においても、米中間には対立が存在しているのである。

米国軍事力の減衰と中国の経済・軍事力の急速な台頭は、同地域の勢力均衡の認識に強い影響を与えている。リベラルな者の中には、経済の相互依存の深化は平和と協力をもたらすとの見方があるが、実際はそう単純ではなく、相互依存の世界でも紛争は続くのである⁴⁰。米中間の経済は、過去30年間大幅に拡大しており、米中取引全体では、1981年の\$50億から2012年には\$5,360億まで上がった。現在、中国は米国の2番目に大きい取引相手である⁴¹。このような中で、米国には中国の経済発展を歓迎する一方、中国の影響力が増大すると、自国に有利な経済・安全保障秩序が形成できないという判断がある⁴²。また、米国の対中輸入は対中輸出をはるかに上回っており、中国製品の米国需要からすれば、米国から中国への経済的制裁手段には制約が生じるのである。ゆえに、米国は同地域での影響力を確保するため、リバランスにより多国間での安全保障協力を強化し、現状ルールベースの秩序構築に努めようとするのである⁴³。国際政治の構造が無政府状態にある中において、国家が連携しようとする原動力は、国際情勢の変化を促す(現状修正)又は変化を阻止する(現状維持)という

sankei.jp.msn.com/world/news/140429/amr14042903370007-n1.htm

⁴⁰ ジョセフ・S・ナイ・ジュニア『国際紛争』原書第6版、田中明彦、村田晃嗣訳、有斐閣、2007年、255-271頁。

⁴¹ Wayne M. Morrison, "China-U.S. Trade Issues," *CRS Report for Congress*, Specialist in Asian Trade and Finance, July 17, 2013

⁴² 森「オバマ政権のアジア太平洋シフト」86頁。

⁴³ Ely Ratner, "Rebalancing toward a Rules-Based Security Order in Asia," *Center for a New American Security*, February 27, 2014.

願望であり⁴⁴、現在の米中対立の状況がその典型といえる。したがって、リバランスが達成できない場合、現状の国際システムを含むルールベースの社会は覆されることとなる。特にそれは、我が国の海洋コモンズの安定的利用について重大な影響を与える。なぜなら、中国が南シナ海から東シナ海において、これまでのルールにそぐわない主張（現状修正）を行う一方、米国は領有権等の主張のための脅迫、強制等に反対し、現状の国際法に基づく論争解決（現状維持）を目指している⁴⁵からである。

(2) 海洋コモンズへの影響

米国の戦略的リバランスは、海洋コモンズの安定的利用に関し、同盟国と友好国に対し現状を維持するための活動をより多く求めることとなる。なぜなら、米国は世界最大の海軍力を保持するものの、米国だけの活動では海洋の安全を維持することは困難であり、国際的なパートナーとのネットワークの構築が必要不可欠だからである⁴⁶。

国連海洋法条約（UN Convention on the Law of the Sea : UNCLOS）は、海洋コモンズの解放性に資するが、南シナ海における係争国は、主権あるいは管轄権拡大のために UNCLOS の解釈の変更を試みている⁴⁷。中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイの間では排他的経済水域（Exclusive Economic Zone : EEZ）及び大陸棚の境界を画定することが大きな課題となっているが、中国が主張する「9 段線」は最も注目される問題である（別紙図 1 参照）。9 段線に関する法的解釈は多く存在し、中国学会での認識が完全に一致しているわけではないが、中国の規範から考えれば、この 9 段線は歴史的疆界線（国境線）ととらえられており、線内は中国領、線外が隣国領又は公海と認識され⁴⁸、現行国際ルールの UNCLOS を大きく覆すものである。また、中国の解釈では、中国から 200NM 又はその大陸棚にそった海域における他国の軍事偵察を禁止して

⁴⁴ ランドル・L・シュウェラー「同盟の概念」船橋洋一編『同盟の比較研究』日本評論社、2001年、254頁。

⁴⁵ “Remarks by Secretary Hagel at plenary session at international Institute for Strategic Studies Shangri-La Dialogue,” *U. S. Department of Defense News Transcript*, May 31, 2014.

⁴⁶ グリナートらは、海洋の安全保障のためには、米国だけでなく世界的な海軍のネットワークが必要だとしている。Admiral Jonathan Greenert, Rear Admiral James M. Foggo III, U. S. Navy, “Forging a Global Network of Navies,” *Proceedings*, Vol.140/5/1,335, May 2014.

⁴⁷ 毛利亜樹「法による権力政治 現代海洋秩序の展開と中国」『中国外交の問題領域分析研究会報告書』日本国際問題研究所、2011年。

⁴⁸ 李国強「中国の周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No.1, 2010年、51-52頁。

おり⁴⁹、PLAは、この主張を擁護するとともに、EEZで米海軍に対抗している。他方でUNCLOSを批准していない米国は、EEZは航行・飛行の自由を与えるものと考えており監視活動を容認している。このUNCLOSに対する異なった解釈は、米中対立を誘発しており、2001年に、海南島沖70NMの地点で中国の戦闘機と米海軍のEP-3偵察機が空中衝突するとともに、2009年には、中国沿岸75NMで米海軍インペカブル(USNS Impeccable)が中国治安当局艦船から嫌がらせを受けていた⁵⁰。

このように中国は、海洋コモンズの保護者としての米国の役割に満足していない可能性があり、それにふさわしい役割を要求しつつある⁵¹。中国とASEANは2013年9月、南シナ海の「行動規範⁵²」策定に向け第1回公式高官協議を中国・蘇州で行ったが、中国は、行動規範策定までに時間をかけることで、実行支配の強化を狙っている⁵³。これに対して米国の同盟国は、勢力均衡の変更を狙った域内アクターによる軍事的、経済的混乱には脆弱であり⁵⁴、中国の権力政治は、UNCLOSの今後の運用や米国の東アジアへのアクセスといった現状の地域安全保障へのレバレッジを強めていくと考えられる⁵⁵。このような現状のルールを力によって変える試みは、中国の主張と同海域でのA2/AD能力を飛躍的に高め、南シナ海から東シナ海における海洋コモンズの安定的利用を阻害することとなる。ゆえに、海洋コモンズの保護のためには、米国の軍事力や影響力が減少する中であっても、米国の同盟国及び友好国がネットワークを構築し、同海域で①海洋のルール維持のための関与と、②中国のA2/AD能力への対処を行うことで、現状のルールベースの社会を維持することが必要となる。このような同盟国と友好国に対する現状維持のための活動依存の増加が、米国の戦

⁴⁹ 防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2013』防衛省防衛研究所、2013年3月、30頁；竹田純一「中国大陸化とグローバルコモンズの衝突—アジア安全保障構造の新課題—」『外交』vol.6、2011年2月、73-74頁。

⁵⁰ Andrew Scobell and Andrew J. Nathan, “China’s Overstretched Military,” *The Washington Quarterly*, Vol.135, No.4 Fall 2012, pp. 135-148.

⁵¹ Michele Flournoy and Shawn Brimly, “The Contested Commons,” *Proceedings*, Vol.135, July 2009, p 18.

⁵² 南シナ海の領有権を巡る紛争防止のため、関係各国の行動を法的に拘束するルール。具体的には、国連海洋法条約の尊重や、履行状況を監視する枠組みの創設などを盛り込むことを目指している。『読売新聞』2013年9月16日。

⁵³ 『読売新聞』2013年9月16日。

⁵⁴ グリナート米海軍作戦部長、アモス米海兵隊総司令官「海軍の新たな時代」平山茂敏訳『海幹校戦略研究』第3巻第1号増刊、2013年9月；Admiral Jonathan W. Greenert, U.S. Navy and General James F. Amos, U.S. Marine Corps, “A New Naval Era,” *Proceedings*, Vol.139/6/1, 324, June 2013.

⁵⁵ 毛利「法による権力政治 現代海洋秩序の展開と中国」。

略的リバランスによる影響なのである。

ア 海洋のルール維持のための関与

国際法と国内法には法の執行という点で決定的な違いがある。国際政治では国際司法裁判所の決定に国家を従わせることのできる行政政府が存在しないため、国際法の法執行は大国が行うのである⁵⁶。例えば過去の海洋法では、19世紀前半まで英米両国が主張する領海を3NMとする国際慣習法は確立されていなかったが、19世紀後半になると英米の海上勢力の優越を前に、領海3NMに反対した国々もこれに依るところとなるのである。これは、当時の「パックス・ブリタニカ」が国際社会で体现された状況といえる⁵⁷。すなわち、国際法の執行は大国による一方通行であり⁵⁸、海洋ルール維持のためには大国又は優勢な勢力の関与が必要となる。したがって、南シナ海や東シナ海での中国の修正主義を阻止するためには、米国の影響力が低下する中、多国間による広範囲な対応が必要であり、海洋での論争を合法的かつ平和的に解決するための国際的コンセンサスを築きあげなければならないのである⁵⁹。特に、中国の国際法や国際慣例に反する妨害に対しては、常にこれを監視し、現場において海洋ルールの遵守を促すことで、これまでと異なった慣習を確立させないことが肝要である。そのためには近傍の同盟国と友好国が警戒監視を行い、海洋のルール維持のために関与していく必要があるのである。

イ A2/AD 能力への対処

米軍の優位性は、グローバル・コモンズの管制等に依存しているが、PLAは、米軍を侵入させないように意図された係争地域（Contested zones）を形成しており、多数の米国同盟国や友好国及び重要海域を包囲している⁶⁰。中国のA2/AD能力が高まりを見せる中、クリストファー・レイン（Christopher Layne）などは、同盟国・友好国と共に対処する理論として「オフショア・バランシング」を唱えている。オフショア・バランシングとは、地域内の勢力均衡を地域構成国に任せ、均衡が維持できなくなった場合のみ米国が介入するというものである。それは、責任分担ではな

⁵⁶ ナイ『国際紛争』210-213頁。

⁵⁷ 島田征夫「19世紀における領海の幅員問題について」『早法』第83巻第3号、2008年、63-68頁。

⁵⁸ ナイ『国際紛争』210-213頁。

⁵⁹ Ratner, “Rebalancing toward a Rules-Based Security Order in Asia.”

⁶⁰ Dan Blumenthal with Randall Schriver, Mark Stokes, L.C. Russell Hsiao, Michael Mazza, “ASIAN ALLIANCES IN THE 21st CENTURY,” (Project 2049 Institute, May-June 2011), pp. 6-7.

く責任転嫁に基づく大戦略であり、他の諸国は自国と地域の安全保障に責任を有することとなる⁶¹。このため、米軍は兵力投射能力を強化する一方、海外基地からは撤退するが、オフショア・バランスングに立脚した上でA2/AD能力に対処するためには、米国本土又は在外米軍基地から対象海域への距離を克服する必要がある、米軍は強度喪失勾配⁶²への対策としてエア・シーバトル構想(Air-Sea Battle Concept)⁶³を立てている。ただし、同構想を推し進めるためには、いざという時に米軍を呼び寄せる体制が必要である。これには現場の艦艇及び部隊から米国防省に至る一体化が必要であるとともに、同盟国又は友好国の協力が一層不可欠となる。特に、中国に対抗するための海上阻止行動で効果を上げるためには、日本とシンガポールの協力が不可欠であり、インドネシアやフィリピンの協力が望ましく⁶⁴、これらの国から係争地域を警戒監視しておくことが必要とされるのである。

ウ 新生アジアのパワーウェブ

南シナ海から東シナ海における海洋コモンズの安定的利用のためには、米国のリバランス戦略と相まって、誰かが現場を監視し、現場において海洋ルールの遵守を促すことで、これまでと異なった慣習を確立させない体制及び必要に応じて米軍を呼び寄せる体制、すなわち警戒監視体制の構築が重視される。その際、クロニンらは「新生アジアのパワーウェブ(Emerging Asian Power Web)⁶⁵」(次第に築かれるアジア内部の安全保障関係の一群)に頼ることを推奨している。なぜなら、米国のリバランス達

⁶¹ Christopher Layne, "Offshore Balancing Revisited," *The Washington Quarterly* Vol.25, No2, Spring 2002, pp. 245-246.

⁶² 坂口大作「距離と軍事作戦—島嶼防衛強化のための理論的背景—」『防衛研究所紀要』第13巻第1号2010年10月；Kenneth E. Boulding, *Conflict and defense: A General Theory* (New York: Harper and Brothers, 1962), 79, 230-231.

⁶³ エア・シーバトル構想は、"Air-Sea Battle," Air-Sea Battle Office, Department of Defense HP, May 2013；Jeffrey E. Kline and Wayne P. Hughes, Jr. "Between Peace and the Air-Sea Battle War at Sea Strategy," *Naval War College Review*, Vol.65, No.4, Autumn 2012 に詳しい。

⁶⁴ ジェフリー・E・クライン/ウェイ・P・ヒューズ「平和とエアシー・バトルの間—海上制限戦争戦略—」八木直人訳『海幹校戦略研究』第3巻第1号増刊、2013年9月；Jeffrey E. Kline and Wayne P. Hughes, Jr. "Between Peace and the Air-Sea Battle A War at Sea Strategy," *Naval War College Review*, Vol.65, No.4, Autumn 2012.

⁶⁵ クロニンらは、豪州、インド、日本、シンガポール、韓国、ベトナムを含むアジアの国の内部で、相互に安全保障関係を進展させた安全保障協力を新生アジアのパワーウェブと呼んでいる。Patrick M. Cronin et al., "The Emerging Asian Power Web: The Rise of Bilateral Intra-Asian Security Ties," *Center for a New American Security*, July 2013.

成のための唯一の活動や投資というものはなく、米国防費の増加も非現実的であり、相対的に低コストの安全保障ステップを踏む必要がある⁶⁶からである。完全に平穏でもなく、完全には戦争でもないグレーな領域に位置するアジア・太平洋地域において、米国は同盟国と友好国に協力し、これら諸国の沿岸警備隊や法執行などの海上での能力を向上させる必要があるとしている。なぜなら、これらの諸国が自国と地域の安全保障に貢献できるときに、米国は同地域ヘリバランスすることができるからである⁶⁷。

アルフレッド・マハン (Alfred Thayer Mahan) は海上権力史論の中で、海上における情報取得の困難性について述べる⁶⁸とともに、海上封鎖のためには、封鎖艦隊が常に港を封鎖 (近接封鎖) しておく必要はなく、封鎖を破ろうとする船舶を警戒監視する小部隊を残しておけばよいと述べた⁶⁹。このように、実効的な遠隔封鎖を示唆していたマハンは、英国海軍協会からの問題に答えた 1895 年の論考の中で、遠隔封鎖を実行する上での 2 つのキーポイントを示した。その第 1 は封鎖実施艦隊の警戒監視体制、第 2 は封鎖実施艦隊内での艦船間通信手段である⁷⁰。すなわち、封鎖の主体である封鎖実施艦隊が離れていても、現場の警戒監視体制といざという時に封鎖の主体を呼び寄せるための通信手段が整備されていれば、遠隔封鎖は可能なのである。これらのポイントは、現代の軍事活動においても変わりはなく、これを新生アジアのパワーウェブで行うことが重要となる。

次では、現在の南シナ海から東シナ海における沿岸国の警戒監視体制が十分なものであるかについて、海賊対処における警戒監視体制を基に検証する。

なお、中国の活動に対する警戒監視と海賊対処での警戒監視では、事象生起後の対応等に違いはあるが、特定の海域等を継続的に観察し情報を得るという警戒監視の初期目的を達成するための兵力運用という観点では同じである。

⁶⁶ Cronin, "Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region."

⁶⁷ Cronin et al., "The Emerging Asian Power Web: The Rise of Bilateral Intra-Asian Security Ties," pp. 30-34.

⁶⁸ アルフレッド・T・マハン『海上権力史論』北村謙一訳・戸高一成解説、原書房、2010年、301-303頁。

⁶⁹ 同上、119-120頁。

⁷⁰ 高橋文雄「日露の海戦がアメリカ海軍に及ぼした影響」『戦史研究国際フォーラム報告書、第3回』防衛省、2005年、107頁；Captain Alfred Thayer Mahan, "Blockade in Relation to Naval Strategy," U.S. Naval Institute Proceedings, Whole No.76, 1895, pp. 851-866.

4 海上における警戒監視

(1) 海賊対処に見る海上における警戒監視

アデン湾・紅海及びソマリア沖のいわゆる「アフリカの角」周辺海域では、海賊襲撃事案が多発しており⁷¹、現在4つの国連安保理決議に基づき、これまで30か国が海軍艦艇、哨戒機等を派遣し警戒監視等の活動にあたっている⁷²。こうした各国の活動は、次の4種類のグループに分類することができる⁷³。

第1はEUであり、2008年12月から世界食糧計画(WFP: World Food Program)のための船舶護衛等を含む海賊対処として「EUNAVFOR (European Union Naval Force) アタランタ作戦」を開始した。第2はNATOであり、2009年8月17日から、アフリカの角とアデン湾において「NATO オーシャンシールド作戦」を開始した。第3は、米国主導の有志連合による連合海上部隊CMF (Combined Maritime Forces) の連合任務部隊CTF-151であり、2009年1月9日から、アデン湾、アラビア海、インド洋、紅海及び同周辺海域において海賊対処任務を行っている。第4は、各国独自の活動(National Tasking)であり、前述の枠組みには入らず、独自に活動を行っている。報道等公開情報によるこれら4種類のグループの派遣部隊の概況は、別紙図2のとおりである⁷⁴。

我が国は、2009年3月から、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処活動を行っており、現在に至るまで護衛艦2隻、哨戒機(P-3C)2機による体制で警戒監視等を継続している。具体的な要領としては、2隻の護衛艦が最大でアデン湾約1,100kmを往復しながら民間船舶を護衛している。また、ジブチ共和国に活動拠点を置く哨戒機(P-3C)も、アデン湾に、不審な船舶がないかどうか確認するとともに、護衛艦や他国の艦艇、民間船舶に対し情報を提供することで海賊行為の抑止などに大きく寄与している⁷⁵(別紙図3参照)。哨戒機(P-3C)による警戒監視は、アデン湾の航空機による警戒監視活動の実に60%~75%以上を担っており、アデン湾で

⁷¹ 上野英詞「ソマリアの海賊～その実態と国連、各国及び国際機関等の対応～」『防衛法研究』第33号、2009年10月、7-18頁。

⁷² 森本敏「ソマリア海賊対処活動とその安全保障上の意味合い」『防衛法研究』第33号、2009年10月、50-53頁；『平成25年度版防衛白書』、243頁。

⁷³ 櫻井哲久『ソマリア・アデン湾海賊対処活動についての基礎資料』統合幕僚学校国際平和協力センター、2012年8月1日、17-25頁。

⁷⁴ 「ソマリア沖・アデン湾の海賊等事案の現状と取り組み」外務省、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/africa.html、2014年4月30日。

⁷⁵ 『平成25年度版防衛白書』244-245頁。

の警戒監視には不可欠とされている⁷⁶。これが不可欠なのは、単に多くの負担を担うというだけでなく、その優れた機動力・航続力により、事案発生時の初動時において迅速な対応が可能だからである。2010年から2012年における自衛隊派遣部隊の海賊対処事案33件の内、哨戒機(P-3C)が、警戒監視中に最初に不審な船舶を発見した又は他から情報を得て現場に急行する等の初動対応をとった件数は、実に27件(全体の82%)を占める⁷⁷。したがって、海上において初動対応を含む有効な警戒監視を行うためには、艦艇だけでなく哨戒機が必要不可欠なのである。

(2) 南シナ海及び東シナ海沿岸国の海上における警戒監視能力

仮に南シナ海及び東シナ海における海洋コモンズの安定的利用のためには、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処と同様の警戒監視体制が必要であるとした場合、同海域沿岸国の警戒監視能力が十分なものであるかについて考察する。

東南アジアの海域では、マラッカ海峡を中心に海賊・テロなどの脅威に対して、シンガポール、マレーシア、インドネシアが共同パトロール“MALSINDO”(Malaysia-Singapore-Indonesia)を行い、MALSINDO3か国にタイを加えた4か国が航空哨戒“EiS”(Eyes in the Sky)を実施している。また、2006年には「アジア海賊対策地域協力協定」(Regional Cooperation Agreement on Anti-piracy)が発足し、「海賊情報共有センター」(Information Sharing Center)が設置され、警戒監視体制が強化されている⁷⁸。

一方、東シナ海では、平素から自衛隊の哨戒機(P-3C)が警戒監視を行い、必要に応じて護衛艦や航空機を柔軟に運用することで、事態への即応態勢が維持されている⁷⁹。

次に、これら現状の警戒監視体制を警戒監視海域の面積に対する艦艇及び哨戒機数から評価する。対象としたのは、東シナ海沿岸国は日本、南シナ海の沿岸国は“EiS”の4か国に、クローニンガリバランス達成のために、

⁷⁶ アデン湾の航空機による警戒監視活動のうち、2010年及び2011年は75%以上、2012年は60%以上を担う。『2010年海賊対処レポート』ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会、2011年1月、15頁；『2011年海賊対処レポート』18頁；『2012年海賊対処レポート』19頁。

⁷⁷ 2010年から2012年の『海賊対処レポート』から筆者が算出した件数。

⁷⁸ 秋元一峰「ユーラシアブルーベルトのシーレーン防衛—国家間の攻防と非国家主体からの挑戦に備えて—」『国際安全保障』第35巻第1号、2007年6月、33-35頁。

⁷⁹ 『平成25年度版防衛白書』172頁。

海上・航空での能力を高める必要があるとしたフィリピンと、ISRで重要な役割を担うことができるとしたブルネイを加えた計6か国である。これら沿岸国の艦艇及び哨戒機数⁸⁰は別紙図4のとおりであり、これをソマリア沖・アデン湾への派遣部隊兵力と比較する。別紙図2からすると、ソマリア沖・アデン湾周辺での海賊対処は、CMF CTF-151の艦艇・航空機数が不明であるものの、少なくとも22隻以上の艦艇と4機以上の哨戒機が警戒監視等のために派遣されている。また、EUNAVFORのアタランタ作戦では、別紙図5に示す紅海南部、アデン湾及びインド洋の200万平方NM(370万km²)を作戦海域としており⁸¹、他グループの活動海域が明確でないものの、仮に全グループが同作戦海域内で活動しているとした場合、同海域の海洋コモンズの安定的利用のためには、22隻以上の艦艇と4機以上の哨戒機が必要ということになる。

この面積比に基づき警戒監視兵力を算出した場合、東シナ海の面積は40万平方NM(75万km²)⁸²であり、アタランタ作戦海域の1/5であるため、少なくとも4隻以上の艦艇と1機以上の哨戒機が必要となる。また、南シナ海の面積は195万平方NM(360万km²)⁸³であり、アタランタ作戦の作戦海域とほぼ同等であるため、少なくとも22隻以上の艦艇と4機以上の哨戒機が必要となる。これに対し、東シナ海沿岸国(日本)の艦艇数は59隻、哨戒機数は80機であり、数量的には警戒監視への対応が可能である。南シナ海沿岸国(6か国)の合計艦艇数は321隻、合計哨戒機数は59機であり、これも数としては対応可能となる。ただし、哨戒機については、別紙図6に示すとおり、配備航空基地の地理的位置及び航空機の能力(推定行動半径)を併せて考えた場合、南シナ海においては警戒監視網に濃淡が生じるという問題が生起するのである。

別紙図7及び図8は、各哨戒機の配備航空基地からの推定行動半径を図示したものである。東シナ海については、日本のP-3Cの長い行動半径内に完全に収まっており問題はない。一方、南シナ海沿岸国(6か国)は、合計59機の哨戒機を有するものの、大多数が地理的に南シナ海から遠いインドネシア及びタイの哨戒機(計47機)であり、タイのP-3Tを除き行

⁸⁰ *THE MILITARY BALANCE 2010*, The International Institute for Strategic Studies, Routledge Taylor & Francis Group, 2010, pp. 377-440 から筆者算出

⁸¹ EUNAVFOR Somalia Website, www.eunavfor.eu/mission/, Accessed January 27, 2014.

⁸² 『世界閉鎖性海域環境ガイドブック』財団法人 国際エメックスセンター、www.emecs.or.jp/guidebook/pdf/18minamisina.pdf、2014年1月27日。

⁸³ 同上。

動半径の短い航空機が多いため、インドネシア及びタイの哨戒機は南シナ海での警戒監視が困難となる⁸⁴。したがって、南シナ海の警戒監視に適するのは、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、シンガポールの4か国、計12機のみとなる。また、南シナ海南部のマラッカ海峡付近ではシンガポール、マレーシア、ブルネイの3か国、計10機での対応が可能であるが、南シナ海中部から北部にかけては、フィリピン、ブルネイの2か国、計3機のみでの対応となり、南部に比べ警戒監視網がかなり粗となる。特に、南シナ海中部から北部は、中国の主張や国際法・国際慣例に反する妨害が強い海域であり、同海域での警戒監視網が粗となることは、海洋のルール維持のための関与と中国のA2/AD能力への対処が不十分となり、海洋コモンズの安定的利用に関し致命的な欠陥となるのである。

(3) 南シナ海における固定翼哨戒機による警戒監視体制の考察

南シナ海における海洋コモンズの安定的利用のためには、どのような哨戒機による警戒監視体制が望ましいのかについて考察する。

南シナ海での警戒監視網に濃淡が生じないように、哨戒機による警戒監視体制を面積比ではなく、北・中・南部の海上交通路に対する比率で導き出す。アデン湾では、自衛隊の哨戒機(P-3C)2機が、別紙図3に示す海上交通路594NM(1,100km)の警戒監視を行っている。また、これは同海域の航空機による警戒監視活動の60%~75%以上を担っていることから、これを100%とするためには3~4機の哨戒機(P-3C)が必要ということになる。これに対し、南シナ海の海上交通路は別紙図9のとおり1,560NM(2,890km)⁸⁵であり、アデン湾の2.6倍であることから、南シナ海の海上交通路の警戒監視のためにはP-3Cと同程度の能力を持つ哨戒機8~11機が必要となる。この内、南シナ海南部の海上交通路560NM(1,037km)については、現状の警戒監視体制(シンガポール、マレーシア、ブルネイの3か国、計10機の哨戒機)で行うこととして除外した場合、南シナ海中部から北部にかけての残りの海上交通路1,000NM(1,852km)に対しては、P-3Cと同程度の能力を持つ哨戒機5~7機が必要となる(別紙図10参照)。また、行動半径を考慮した場合、これらの哨戒機を海上交通路に近いフィ

⁸⁴ EiSにおいても、タイが担当する警戒監視の海域は、タイ沿岸部(プーケット島付近まで)であり、南シナ海での警戒監視はあまり行われていない。ウオングコンワン(Kittiphong Wongsakhaluang)大佐、筆者によるインタビュー、於タイ国軍司令部(平和活動センター)、2014年6月25日。

⁸⁵ 筆者の作図による算出距離。

リピン若しくはブルネイに展開させた上で警戒監視を行うことが適当となる。

結論として、我が国が海洋コモンズを安定的に利用するためには、米国のリバランス戦略と相まって、新生アジアのパワーウェブに働きかけることで、P-3Cと同程度の能力を持つ哨戒機5～7機をフィリピン若しくはブルネイに展開させ、南シナ海での警戒監視体制を確立することが、一つのオプションとして考えられるのである。

おわりに

我が国の海洋コモンズの安定的利用のため、南シナ海から東シナ海という「重要な中枢」を中国の独善的な行動という「最大の脅威」から守るためには、米国のリバランスと相まって、同海域において、海洋におけるルール維持のための関与及びA2/AD能力への対処を行っていくことが必要である。そのためには、P-3Cと同程度の能力を持つ哨戒機5～7機をフィリピン若しくはブルネイに展開させて、南シナ海で警戒監視を行うことが急務である。

他方で米国は、海洋コモンズの安定的利用のために、現状ルールベースの社会と国際システムの維持を目指す一方、戦略的リバランスの中で新生アジアのパワーウェブに働きかけることにより、戦略上・作戦上の介入がより高価なものとならないことを目指している(例えば、エア・シーバトル構想により、アジア本土へ攻撃的な戦力を集中投射するという概念の代わりにオフショア・コントロール(Offshore Control)⁸⁶といった戦略を用いるなど)。これは、より大きなものに依存することで「戦略的に協力する」こと及び「後ろからリードする」ことを目指しているものである⁸⁷。

これらからすれば、南シナ海での警戒監視には、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイといった諸国のISR能力に期待するところが大きいであるが、現在の能力での実施は難しく、能力ベースであれば我が国がこれを担うことが最も現実的である。自衛隊の警戒監視は、防衛省設置法第4条18項に基づく所掌事務の遂行に必要な調査及び研究として平素から

⁸⁶ オフショア・コントロールは、T. X. ハメス「オフショア・コントロールが答えである。」下平拓哉訳『海幹校戦略研究』第3巻第1号増刊、2013年9月；Colonel T. X. Hammes, U.S. Marine Coeps (Retired), “Offshore Control is the Answer,” *Proceedings*, Vol.138/12/1, 318, December 2012 に詳しい。

⁸⁷ Cronin, “Achieving Strategic Rebalance in the Asia-Pacific Region.”

行われている活動⁸⁸であり、これをより広範囲で行っていくことを検討する時機にきているのであろう。

⁸⁸ 田中直紀防衛大臣『第180回国会衆議院予算委員会議録』第23号、2012年3月30日、11頁。



図1 中国が主張する9段線

各国・機関による海賊対策概況（報道等公開情報による）

グループ名	派遣国	艦艇隻数	増徴機数
EUNAVFOR	・オランダ	1	1
	・ドイツ	1	
	・スペイン	1	
	・ルクセンブルグ	1	
	・イタリア	1	
NATO	・Groupe1	1	
	・ノルウェー		
	・米国	1	
	・Groupe2	1	
	・トルコ		
	・スペイン		
・ドイツ			
CMF CTF-151	（注：各Groupeが月毎に活動。）		
	・参加国は、米、英、トルコ、シンガポール、韓国、パキスタン、デンマーク、タイなどである。 ・2013年9月からは、司令官は英国海軍准将。		
各国独自の活動	・日本	2	2
	・ロシア	3	
	・インド	1	
	・韓国	1	
	・中国	3	
	・マレーシア	2	
	・豪州	1	
	・イラン など。	2	

図2 各国・機関による海賊対策概況

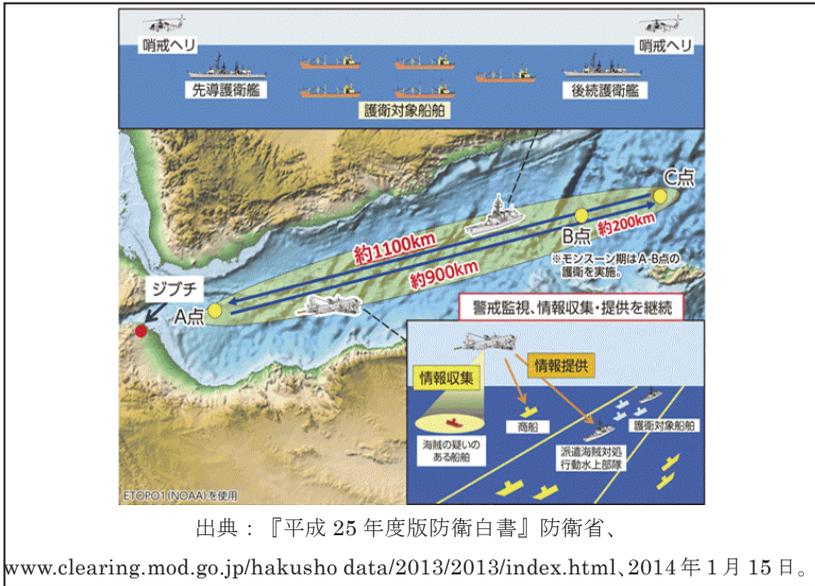


図3 自衛隊による海賊対処のための活動

国名	艦艇	潜水艦	哨戒機	備考
日本	戦闘艦艇52 沿岸哨戒艇7	16	80(P-3C)	
フィリピン	戦闘艦艇1 沿岸哨戒艇62	—	2(Fokker F-27 Friendship)	
シンガポール	戦闘艦艇12 哨戒艦艇・沿岸戦闘艦艇23	4	5(Fokker-50)	
インドネシア	戦闘艦艇30 哨戒艦艇・沿岸戦闘艦艇41	2	35(Normad Serchmaster B、NC-212-200、B-737-2X9)	
マレーシア	戦闘艦艇12 沿岸哨戒艇14	2	4(King Air 200TB)	オーストラリア1(AP-3C)が展開
ブルネイ	哨戒艦艇・沿岸戦闘艦艇16	—	1(CN-235M)	
タイ	戦闘艦艇20 沿岸哨戒艇90	—	12(Dornier-228、F27-200ME、N24A Normad Serchmaster B、P-3T)	

出典：THE MILITARY BALANCE 2010, The International Institute for Strategic Studies, Routledge Taylor & Francis Group, 2010, pp.377-440.及び HIS Jane's World Navies 2013, HIS Jane's World Air Forces 2013, から筆者算出。

図4 南シナ海・東シナ海沿岸国の海上における警戒監視のための主要兵力数

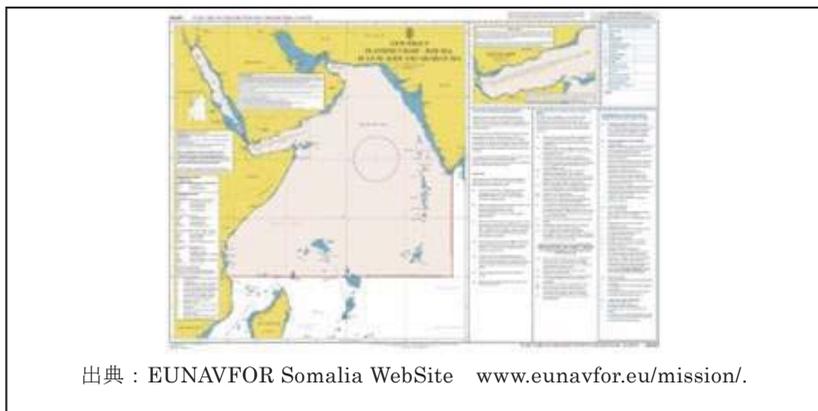


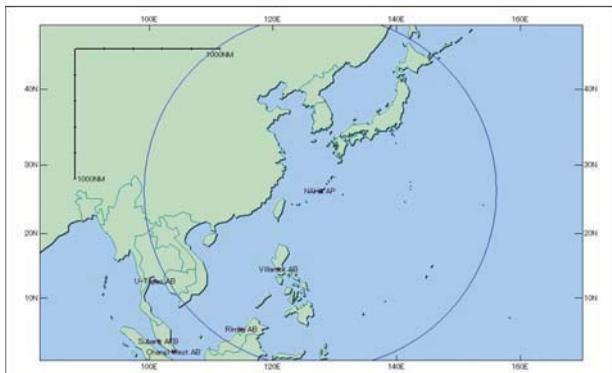
図5 EUNAVFOR アタランタ作戦の作戦海域

国名	哨戒機数(機種)	航続距離	推定行動半径	航空基地
日本	80(P-3C)	4,830NM(8,945km)	1,346NM(2,492km)	那覇飛行場 261220N/1273903E
フィリピン (空軍)	2(Fokker F-27 Friendship)	2,700NM(5,000km)	756NM(1,400km)	Villamor AB 143036N/12110050E
シンガポール (空軍)	5(Fokker-5Q)	2,013NM(3,728km)	564NM(1,044km)	Changi West AB 012124N/1035918E
インドネシア (海・空軍)	35 25(Normad Serchmaster B)	730NM(1,352km)	204NM(378km)	Surabaya/Juanda AP 072245S/1124710E
	7(NC-212-200)	950NM(1,759km)	266NM(493km)	Hasanuddin AB 050336S/1193304E
	3(B-737-2X9)	2,530NM(4,685km)	708NM(1,312km)	
マレーシア (空軍)	4(King Air 200TB)	1,200NM(2,222km)	336NM(622km)	Subang AFB 030736N/1013306E
ブルネイ (空軍)	1(CN-235M)	2,732NM(5,059km)	765NM(1,417km)	Rimba AB 045644N/1145519E
タイ (海軍)	12 6(Dornier-228)	1,460NM(2,703km)	409NM(757km)	U-Tapao AB 124047N/1010018E
	3(F27-200ME)	2,700NM(5,000km)	756NM(1,400km)	
	5(N24A Normad Serchmaster B)	730NM(1,352km)	204NM(378km)	
	2(P-3T)	4,830NM(8,945km)	1,346NM(2,492km)	

出典：THE MILITARY BALANCE 2010, The International Institute for Strategic Studies, Routledge Taylor & Francis Group, 2010, pp.377-440.及び HIS Jane's World Navies 2013, HIS Jane's World Air Forces 2013,から筆者算出。

(注) 1 航空機の行動半径については、以下の要領で筆者が算出。
 ・P-3Cの行動半径は、Jane's に示される3時間のONSTATIONを加味した行動半径。
 ・P-3C以外の航空機の行動半径は、P-3Cの航続距離：行動半径=0.28であることから、Jane's に示される航続距離に0.28を乗じて筆者が算出したもの(仮定)。
 2 航空基地は、それぞれの機種に従い、HIS Jane's World Navies 2013, HIS Jane's World Air Forces 2013 に示された航空基地。

図6 南シナ海・東シナ海沿岸国の警戒監視のための固定翼哨戒機数・能力



出典： HIS Jane's World Navies 2013, HIS Jane's World Air Forces 2013
を基に作成した図 6 の行動半径を基に筆者作成。

- (注) 1 複数機種を保有する国からの行動半径は、最長の行動半径を有する機種を基に作図。
2 航空基地は、当該機種が配備されている航空基地 (HIS Jane's World Navies 2013,
HIS Jane's World Air Forces 2013 による)。

図 7 東シナ海における哨戒機の推定行動半径



出典： HIS Jane's World Navies 2013, HIS Jane's World Air Forces 2013
を基に作成した図 6 の行動半径を基に筆者作成。

- (注) 1 複数機種を保有する国からの行動半径は、最長の行動半径を有する機種を基に作図。
2 航空基地は、当該機種が配備されている航空基地 (HIS Jane's World Navies 2013,
HIS Jane's World Air Forces 2013 による)。

図 8 南シナ海における哨戒機の推定行動半径

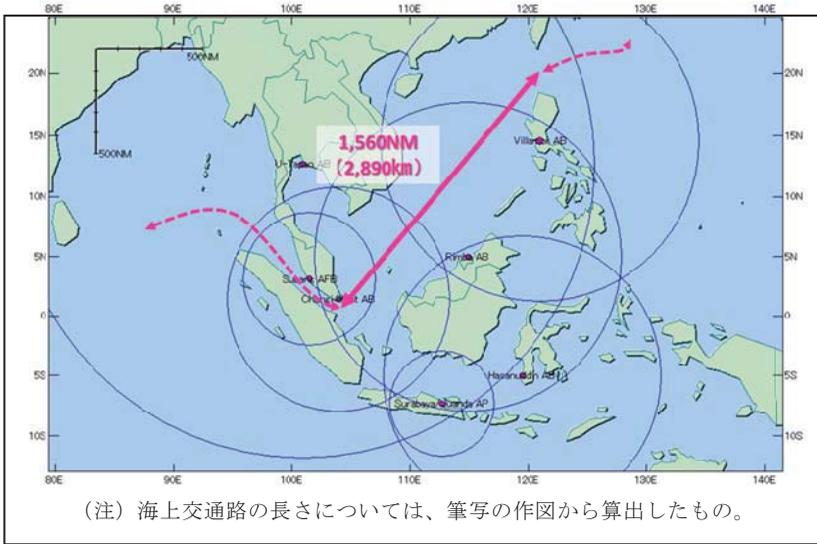


図9 南シナ海の海上交通路

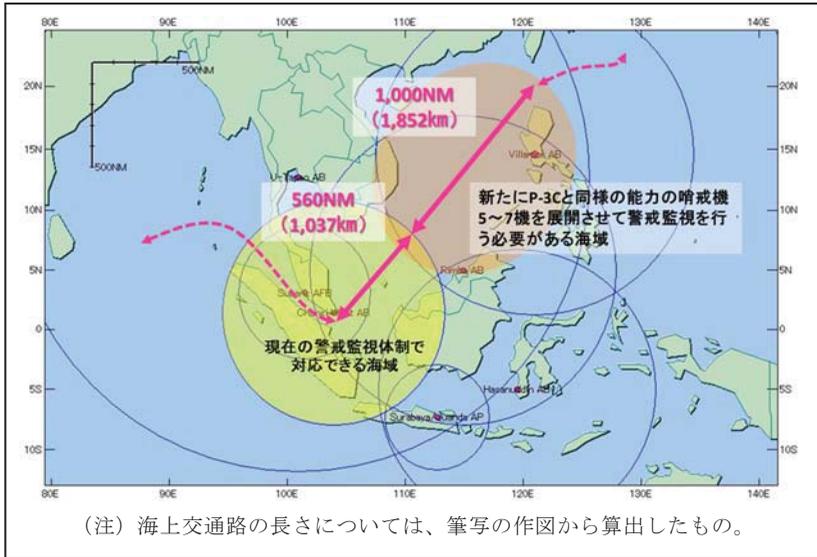


図10 南シナ海の海上交通路に対する固定翼哨戒機による警戒監視態勢